

諮問日：平成29年9月6日（平成29年度（最情）諮問第52号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（最情）答申第65号）

件名：特定事件について最高裁判所が法務大臣に対して意見陳述を求めた事に関する文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の事件について最高裁判所が法務大臣に対して意見を求めたことに関する文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年8月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断には、開示しないこととした理由の根拠が記載されていない。また、法務省は文書を開示しており、本件開示申出文書と同一の文書を開示したと考えられる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、本件開示申出文書は、最高裁判所における特定の事件に係る裁判事務に関する文書であって、司法行政文書ではないから、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年9月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 平成30年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

そこで本件開示申出文書につき検討すると、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める文書は、最高裁判所における特定の事件に係る裁判事務に関する文書と解される。そうすると、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書とは認められない。

したがって、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人